

第4 消防用設備等の着工の届出

- 1 危険物施設において消防用設備等の工事をしようとするときは、法第17条の14の規定により施行規則第33条の18による「工事整備対象設備等着工届出書」を消防用設備等の工事に着手する10日前までに管理者に届出なければならない。

ただし、福山地区消防組合建築物同意等事務処理要綱（以下「同意要綱」という。）別表第3に掲げる軽微な工事に該当するものについては、届出を要しないことができる。

なお、着工の届出を要しないものであっても変更許可申請又は軽易変更届出書の提出は必要である。

- 2 工事整備対象設備等着工届書に添付する図書については、次のとおりとする。

- (1) 工事整備対象設備等着工届出書（施行規則別記様式第1号の7）
- (2) 製造所等の概要表（同意要綱別記第1）
- (3) 各消防用設備概要表（同意要綱別記第2から第22）
- (4) 同意要綱別表第4に掲げる図書

なお、製造所等に設置される消防用設備等に係る着工の届出については、製造所等の設置又は変更の許可申請において、すでに付近見取図、平面図、断面図、立面図、配管系統図、配線系統図及び展開図、計算書、設計図、使用機器図等の詳細設計図書が提出されている場合は、当該添付図書を添付しないこととして差し支えない。

- 3 その他

製造所等に係る福山地区消防組合火災予防条例（平成2年条例第18号）第61条に規定する消防用設備等（特殊消防用設備等）設置（変更）計画届出書については、設置又は変更許可申請に当該消防用設備等に係る計画の書類が添付されている場合は省略することができる。